

『孝明天皇御凶事式』にみえる山陵造営関係記事

宮川禎一

一 はじめに

孝明天皇は天保二年（一八三二）生まれ。在位は弘化四年（一八四七）～慶応二年（一八六六）。仁孝天皇の子にして明治天皇の父。激動の幕末期の帝として知られている。孝明天皇の崩御は慶応二年十二月、三十六歳のことであった。ここに紹介する孝明天皇後月輪東山陵造営関係記事は『孝明天皇御凶事式』（京都国立博物館蔵、M乙七八）という六巻の巻物の中に文章と絵で記録されたもの的一部である。『孝明天皇御凶事式』は天皇の崩御から大葬、陵墓での祭祀までほぼ一年に渡る諸行事を記録したもので、当時の朝廷の諸陵に関わる部署が制作したと推定される。大葬に関する諸行事を

淡々と記録している。その内容は、諸行事を時間の経過に従つて記し、その場面を絵で描いて交互に貼り交ぜている。行事の正確な記録であり、後世の御大葬に参考になるようにしたマニュアル書である。本巻は昭和二年の模写である。原本は宮内庁の所蔵品か。その特徴は、大葬に関する諸行事に際しての作法、誰がどこで何

をしたのかの記述が正確であること。陰陽寮が行事の日時を定めること。行事の担当者を決めること。山陵である泉涌寺の後月輪東山陵の選定とその造営に関すること。御槽・御棺・御櫛の寸法が記されること。新帝践祚のこと。幕府との連絡のこと。將軍拝礼供奉等のこと。御葬送のこと。式次第・葬列順・順路・泉涌寺での行事のこと。朝廷の儀式と仏事の区別のこと。新帝の倚廬殿御渡と還御のこと。御謚号の選定作業。般舟三昧院と泉涌寺での法要のこと、などが細かく記されている。

本稿では、この『孝明天皇御凶事式』から山陵造営関係記事を抜き出して近世末における御陵造営の様子を記してみたい。とくに掲載された図版が参考になるであろう。

二 孝明天皇御凶事式の概要

以下は、慶応二年末の帝の御発病より、慶応三年末までの一年間を、その日付に従つた記事内容の要約である。一部必要な記事を引用している。また特に重要な記事は後に章をたてて紹介する。

一日間)。

御謚号治定まで「大行天皇」とする。

御凶事担当 伝奏 日野大納言資宗、

奉行 坊城藏人弁俊政

同夜 近習一統にて尊骸を御槽に納める(記事三)。御入棺日時を陰陽寮賀茂保之他に聞き、正月十日酉刻と定める。葬送順路を決定する。

慶応三年

一月二日

御葬送供奉人の御治定。素服之人名十七名、御葬送供奉之人名五十三名。行列は松明を中心し燈のこと。召具人数御減少のこと。山陵奉行を戸田大和守とする。戸田大和守より山陵に関する建議あり。

(記事四)

踐祚担当 伝奏 醍醐大納言忠順卿、

奉行 甘露寺頭弁勝長朝臣

踐祚之議は一月九日と定める。

一月三日

関白以下、凶事伝奏奉行、踐祚伝奏奉行の会議。踐祚之議はすべて弘化三年の通り。將軍所司代へ連絡。泉涌寺勤番火之番などを任命(御普請方は中井保三郎)した。

一月四日

泉涌寺の山陵地所点検。記事は「議奏柳原大納言、廣橋大納言。傳奏飛鳥井中納言、野宮中納言。御陵奉行戸田大和守。諸陵頭藤島助胤。所司代松平越中守。諸陵寮官人等参向、御廟所東方山上廿五間四方、兼而大和守ヨリ差出図面ヲ以テ点検相済治定有之(中略)御槽搬入。今日より禁中御精進(慶応三年二月二十日までの五十



挿図1 『孝明天皇御凶事式』六巻

山陵御築造夫々下知有、戸田大和守一従此事、藤島諸陵頭同此事ニ
隨」（挿図2）

一月六日

會議。連日参勤、日々早朝より亥之刻まで。

一月七日

夜、御槽の蓋を開け、中に種々納物有り。その後、御槽の蓋を暖めた瀝青にて身に接着する。御槽を御棺の中に納め奉る。焼香拝礼（記事五）。

一月八日

將軍の御葬送供奉願書が所司代から武家伝奏を通じ閑白へ届く。御葬送日時が陰陽寮賀茂保之他より「今月二十七日酉刻」と。

一月九日

蹟祚御当日。諸行事あり。戸田大和守より泉涌寺内のルートと車か輿かの確認。

一月十日

「今朝ヨリ天下觸穢也」「夜御入棺」御棺を御槻に納める（図版9）。

一月十三日

大樹慶喜参内。御棺前拝礼、御焼香。守護職松平肥後守・所司代松平越中守・板倉伊賀守。大樹より御香奠白銀三百枚。

一月十四日

両役、連日参集。山陵地鎮祭を十七日と決める。

一月十五日

宮中諸人拝礼（焼香は無し）。

一月十七日

泉涌寺山陵予定地での地鎮祭。記事は「山陵御地所地鎮祭陰陽助



挿図2 慶応三年一月四日 泉涌寺山陵地所の点検治定

保源已下泉湧寺へ参向勤終次第略之帰山 凶伝奏奉行へ相届」

一月二十三日

御陵号の治定。記事は「摂政参内両役以下參集。一、御陵号後月輪東山陵ト御治定相成、議奏諸向触達、凶事奉行ヨリ泉涌寺役僧召寄申渡」

一月二十五日

山陵検分。記事は「山陵御寶穴檢分。議奏武家傳奏凶事傳奏奉行所司代町奉行附武家御用掛與力作事方石工大工頭等泉涌寺參集先方丈ニテ休息之後御寶穴檢分。傳奏ヨリ夫々下地畢各帰山議奏傳奏參內悉摂政へ言上」（挿図3）

一月二十七日

御葬送当日。建札門板門設當（土壙を壊す）。巳刻後、摂政以下參集。泉涌寺僧読経後、仏具類を撤収。午刻後、摂政が御棺の引出を命じ、御車内へ。車内では白布で固定。剣を棺上に香炉を棺前に置いて縛る。申刻、武家参内（將軍・老中・高家・守護職・所司代）參集者に二汁二菜を出す。申半刻、御出棺、見送り（挿図4）。

坂御門（南門西築地を壊したもの）を出、西行く。車止（泉涌寺の僧尋玄長老、御車後方に陪乗）、蛤門から烏丸通南行、三条通東行、京極通南行、五条通東行、伏見街道南行、東折泉涌寺惣門へ入る（亥半刻、途中二箇所休息）。行列は長く、供奉する者多数あり。

一月二十七日深夜～二十八日未明（記事六）

亥半刻、泉涌寺山内御車舎に到着。坂口で車を止め、御棺を輦に移し力士奉御葬所に到る。御棺を石槨に納める。天曙頃、蓋石を並べ置く。蓋石の中央石に陵号「後月輪東山陵慶応三歳次丁卯 正月丙辰二十七日壬午葬」。盛土高五尺。白砂敷。盛土上に三間四方の

御素屋を建てる。陵前面に供物台を設置。供進の儀式。公家の奉拝ののち町奉行ら武家の奉拝。その後泉涌寺僧侶による仏式読経。供進物の撤収。（山陵前の儀式終了）（挿図5・6）

一月二十八日

御葬送関係の種々の後処理。衣服の規定等。

二月一日

倚廬渡御之次第。新帝十六歳（後の明治天皇）。

二月四日

初七日也。般舟三昧院にて仏事。同日泉涌寺御法会。記事は「今朝將軍ヨリ山陵工御備金黄金一枚白銀十枚。御牌前工白銀五十枚献備、午前己刻比將軍登山、御陵、御牌殿等御焼香參拝畢、暫時方丈ニテ休息、長老前住長老挨拶茶菓ヲ進之後下山」

二月六日

二七日、般舟三昧院と泉涌寺で法會。

二月八日

三七日。

二月十日

四七日。

二月十三日

五七日。

二月十四日

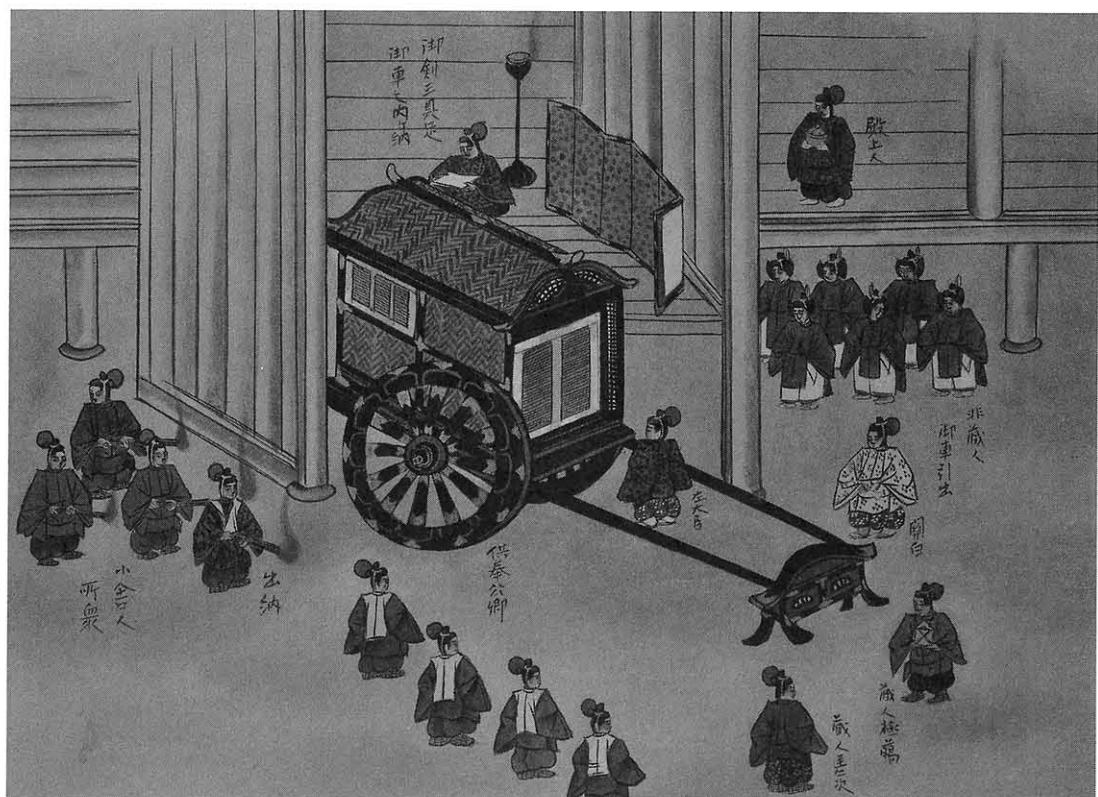
倚廬還御。

二月十六日

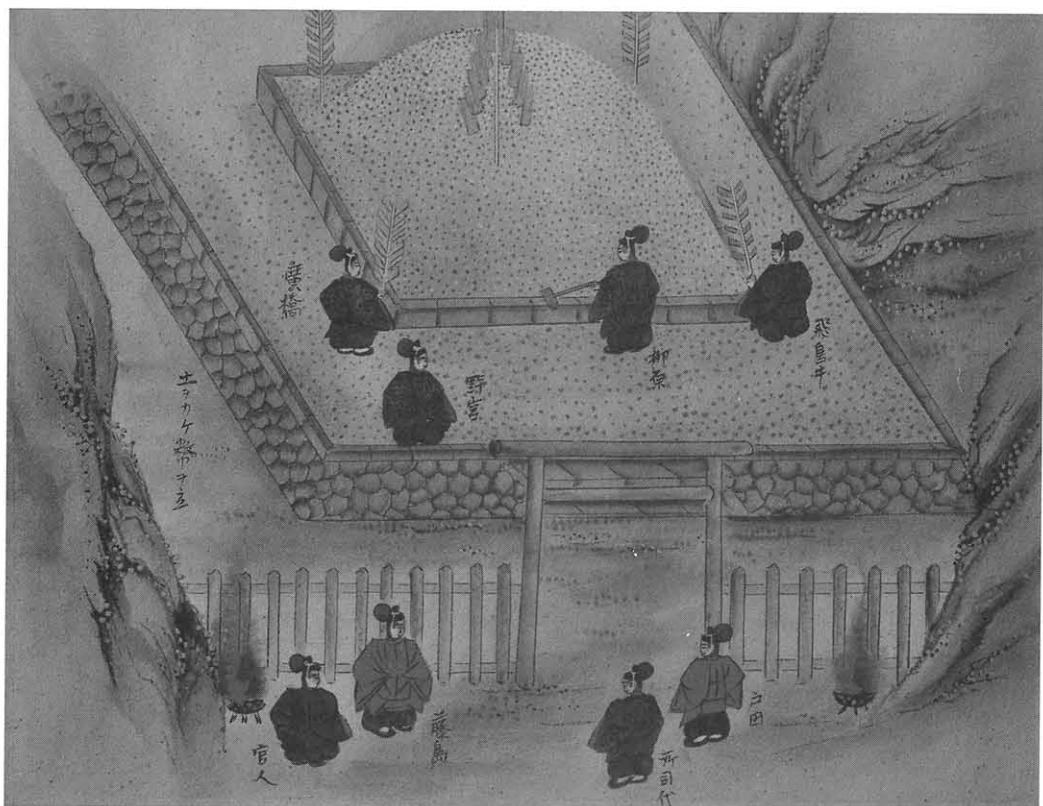
六七日。御謚号之儀。関白以下公卿が參集して御謚号を定める会議を開催する。徳大寺公純は慎孝・孝慈案を探り、近衛忠熙・忠



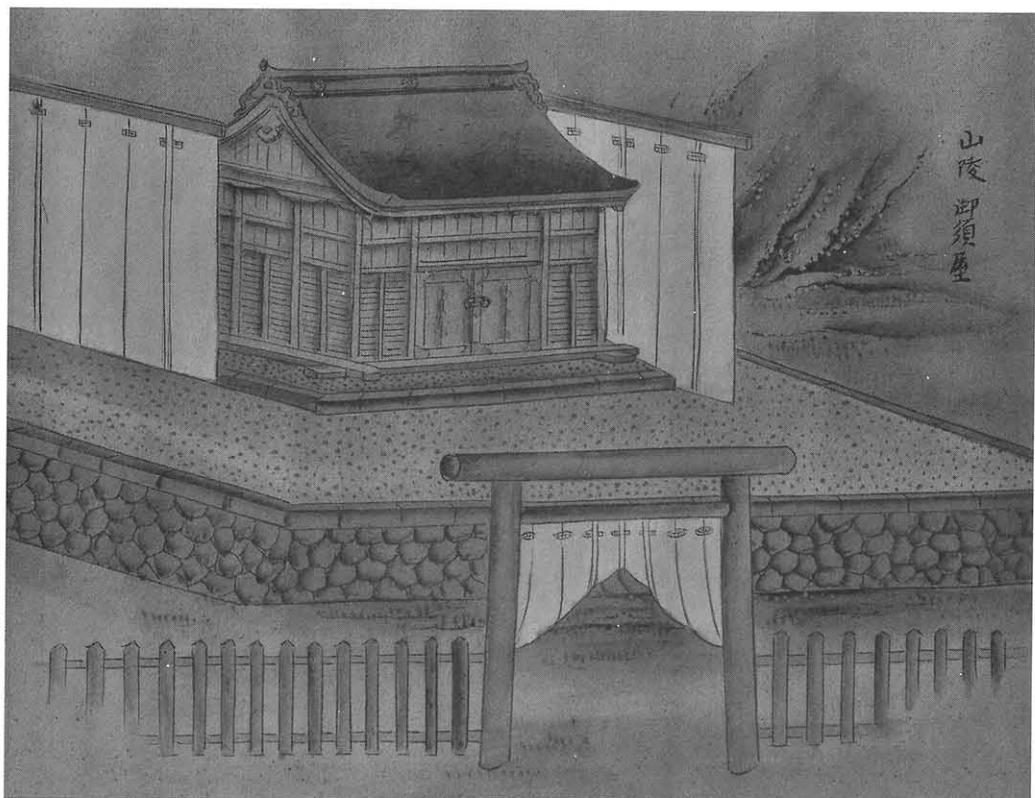
挿図3 慶応三年一月二十五日 山陵御寶穴の検分作業



挿図4 慶応三年一月二十七日 御車に御棺を載せ、御所を出発



挿図5 慶応三年一月二十八日 御棺を石櫛に納め、白砂を盛って金紙花を立てる



挿図6 慶応三年一月二十八日 石櫛上に御素屋を建てる



挿図7 慶応三年二月十六日 山陵へ奉幣使を派遣し、宣命を読み上げ、それを焼く。

房は孝明・顯孝案を支持。ほか二十名ほどの公卿が好ましい名を二つほど挙げる。会議の結果、御謚号を「孝明天皇」と決定する。

御謚号「孝明天皇」を各所に伝達する。さらに山陵に奉幣使を派遣する。泉涌寺の山陵にて幣物を供えるなどの種々儀式あり。宣命を焼いてその灰を吉方へ埋める（挿図7）。

二月十八日

般舟三昧院にて御經供養。公卿参列。泉涌寺での御法會。「孝明天皇御尊牌」を泉涌寺へ納める。

三月六日

般舟三昧院での御法會。泉涌寺での御法會。

五月二十八日

関白議奏傳奏職事參集。諸陵頭藤島助胤が「孝明天皇御陵」御普請中の御膳供進の件相談有り。

六月一日

泉涌寺へ諸陵頭藤島助胤らが参向し、唐櫃より供物を取り出し陵前に供進する。終わって撤収する。

十月二十九日

泉涌寺の山陵へ「山陵御造営成功」につき宣命使日野大納言資宗を参向させる。陵前での儀式を経て宣命を瑞垣の内に埋める。

十一月六日

山陵御造営成功につき泉涌寺御法會。

十二月二十八日

一周聖忌につき般舟三昧院と泉涌寺で御法會。

三 十二月二十九日の関係記事

慶応二年十二月二十九日の記事の中心は尊骸を「御槽」と呼ばれるひつぎに納める様子である。ひつぎが「御槽」、「御棺」、「御柳」の三重構造であることや、それぞれの寸法、納入品の具体名などが記されている。

「一 御槽出来ニ付修理職申口迄運送議奏ニ相届

一 御凶事

傳奏 日野大納言資宗

奉行 坊城藏人辨俊政

右両人議奏役所ニ召被仰付旨申渡兩人申上御請

一 今夜、御槽ニ乗御申刻近習一統、御槽ヲ運送二間之中央ニ引入置、御帖之上北ヲ上トス。御槽之底ニ石灰ヲ敷入、七星盤ヲ入、其上燈心入、御蒲團ヲ敷、絹ヲ懸生絹裕長一丈横十二幅、樟腦光明朱絹二包御槽中ニ詰畢一同退入。

亥刻、御暇乞。御對面閑白前閑白親王大臣攝家中兩役近習之公卿殿上人小番御免ニ到リ常御殿參進奉拝畢退入。

次閑白二条前閑白近衛内大臣九條大納言鷹司大納言議奏同加勢傳奏児勤仕之人等參進、御枕火御劍等徹。

尊骸ヲ昇奉リ御帖之候、御槽前ニ安シ奉リ、小力ヲ以御帖之四方

ヲ裁切良角ヨリ切初筵ヲ放チ、御槽之中絹之上ニ安奉上筵之候聊北工引上奉。故實ナリ。次種々納物有リ。女房中奉仕次絹ヲ帖ミ、尊

骸ヲ包ミ奉リ、次男方更參進、御槽之蓋ヲ持參、御槽之上ニ仰ケ置、次覆蓋上之字前之字紙ニ書付糊ヲ以張付、前之字玉首の方前ニ張、仁和寺宮執筆、次屏風壹隻北東南三方引廻逆ニ立裏形ヲ以表トス、次、御枕火御剣等ヲ置一同退下。

一 御棺寸法賄頭ヨリ注進

御棺外法 長八尺五寸、巾四尺。

御柳外法 長八尺九寸二分、巾五尺五寸二分、高五尺五寸一分。

御入棺日時勘文御葬送御道筋等之事閑白被命陰陽寮召寄奉行勘文之旨申渡。

托申 御入棺日時 正月十日乙丑時酉（後略）

四 一月一日の戸田大和守の建言

孝明天皇の山陵奉行を勤めたのは幕末期に大和などで皇陵の修復を行なった宇都宮藩の戸田大和守忠至であつた。この慶応三年一月一日の条に記録された戸田大和守の建言は「中古仏法渡来以後」の「御制造形様変革」をとりあげ、火葬からまた変遷し、後光明天皇（百十代、在位は寛永二十年—承応三年）の御喪の時から火葬は廢されたものの「表面は御火葬にてその内実は御埋葬（土葬）」といふ変則的なものであることを嘆き、仏教的な要素を排除し、古代の御陵に則した山陵を建造するべきであることを述べている。

「一月一日。戸田大和守、山陵之儀ニ付日々御台所之候所江参仕。今度、大行天皇、御土葬并、山陵等之事山陵奉行戸田大和守ヨリ建

言如左。

『今般、御陵御制造之儀取調進達仕様様、廣橋大納言殿被仰出奉畏候。中古佛法渡来以後御制造形様変革仕、遂ニ上下淳朴之風刺薄残忍ト相化シ奉始。持統天皇御荼毘之古又世々御常ト相成、乍恐萬乘之玉躰ヲ一旦灰燼ニ奉、九輪石之御塔御表ト仕候儀數百年來之御定制ト相成、遷延到今日候段恐懼悲嘆之至、有志輩之同一揆ニ御座候處、後光明天皇御喪之御時ヨリ御火葬被為廢候得共、其後御代々様之葬御龕前堂江入御式被為濟、夫ヨリ山頭堂ニテ御荼毘之御作法有、此所ヨリ 御廟所迄ハ寺門僧徒共御密行ト奉称、御表面御火葬御内実御埋葬ト申候御儀ニ奉存候。元来卑賤之凡夫ニテ生ハ始死ハ終、慎終ハ臣子忠孝之道ニ於テハ最重大事ト存候。故人之其身分ニ應シ禮節ヲ重シ候儀ニ御座候處、無勿体モ一天萬乘の大君ヲシテ表裏不合之御禮節有之候御儀ニテハ四海臨御之御體裁ニ於恐乍御瑕瑾ニモ可被為渡與ト奉痛哭候且 御先々代様ヨリ 尊号ニ被為復又諸国御陵御復古ニ相成候御時節ニ御座候得者、何卒泉湧寺是迄之 御廟所甚狭隘ニテ、可然御地所無之候ニ付、同地中ニテ清淨之御地所被為ト 御陵御築造ニ相成候仕度奉存候。无數百年來御薄葬御因循之御儀ニ御座候得者、一時 山陵御築造ト申候而者定而御議論モ相生シ可申候得共、是迄龕前堂山頭堂杯ト申贅所之冗費ヲ相省キ候時者は又容易ニ御築造成功可仕奉存候。乍然無拠キ御差支之御次第柄モ被為在前文之御儀御御採用ニ不相成、是迄御園内ニ葬御被為在候御儀ニ御座候共、斷然内外一致之 御埋葬之御禮儀ニ被為復、御荼毘無實之御規式一切御廃止ニ相成候様仕度存候。將又名分國體ハ天下人心之向背ニ關係仕候儀ニ付、右早々御英断有之、臣子忠孝之標準御訓誨無御座候而者御陵之儀取調出來兼候ニ付、微衷申上此段奉伺

候、以上。

十二月 戸田大和守

一 建言之趣攝家并現公卿一統工所存尋被下之趣閑白両役ニ被陰建言書見セ被下之処、各所存無之御採用可有之旨申上依之戸田大和守申立之如ク 山陵ヲ御築造御治定』

五 一月七日の記事

「一夜、御内棺也、申刻、御棺ヲ運送近習之殿上人惣掛引入常御殿。御槽之南之方ニ置、御槽之覆蓋ヲ撤、北之御縁座敷ニ置。次御槽之蓋撤シ傍ニ置、各退行ス。次女房御納物種々有リ。相済近習再参進御蓋ヲ閉、四方ニ瀝青流シ入畢、修理職東庭ニテ煮之鍋ニ入テ火鉢ニテ煮、御庭ヨリ差出。六位藏人一人受取御棺ニ流シ入。各退候ス惣而閑白前閑白指揮有、大臣両役攝家万端奉仕ス。次、仁和寺宮御加持ヲ修セラル。終又近習各参進、御槽ヲ御棺之中ニ納奉ル。北之方ヨリ押入レ奉ル。北縁ニチキリヲ打、元之所ニ安置シ前之字之紙ヲ張付此後又各退候。」

次女房、御束帶之具ヲ納、又近習各参進、御棺之蓋ヲ置、仰テ仮ニ置。御絹ヲ覆フ生絹單御棺ノ形ニ裁縫ス。次御枕火以下供進、御枕火五位藏人、御香爐御机廣橋大納言、御剣袋之佩柄西刃北供之各退入。

次、関白親王大臣法親王摶家両役近習等一統焼香拝禮終退下」

六 一月二十七日深夜より一十八日の記事

孝明天皇の御葬送の当日、深夜より翌未明の記事。御棺を載せた御車（牛車）は御所を出発して京都の町中を南下し、泉涌寺に到着した。供奉する者多數であった。御棺は山陵の御石槨に納められ、蓋石で覆われ、盛土が被せられ、その上に御素屋を建てられた。更に様々な儀式が続いた。以下の引用記事は山陵への御棺埋葬とそれに伴う儀式に関わる部分のみ抜粋した。

「山陵奉行戸田大和守商量坂口ニ到、御車ヲ止、御棺ヲ輦ニ移シ奉リ坂口ヨリ路ヲ登力士奉昇或ハ引上ル。御葬所ニ到。寶穴之前ニ居エ奉ル。

次寶穴中御石槨ニ納メ奉ル。白川石厚五寸許。御北首也。（中略）天曙頃、御蓋石、白川石厚五寸許、幅一丈余、東西行並置。覆畢之後議奏柳原大納言以下再進檢知柳原大納言廣橋大納言飛鳥井中納言野宮中納言土ヲ懸ケ奉ル。各歎ヲ以テ三度宛土ヲ入レ奉ル。次人夫數人栗石ヲ御蓋石之透際ニ詰入、次又土ヲ入、敲土也。厚三尺詰、此後又休息。

未刻表之御蓋石白川石厚五寸長二間十三枚東西ニ置ク覆ヒ奉件之中央之石ニ御陵号ヲ彫刻。東ヲ上トス。左ノ如シ。

廣橋大納言調筆

後月輪東山陵慶応三歳次丁卯
正月丙辰朔二十七壬午葬

次土盛高サ五尺白砂ヲ敷。次金紙花四本ヲ立。柳原大納言廣橋大

納言飛鳥井中納言野宮中納言等壹本宛四隅ニ立、中央ニ金之大四手ヲ立。今度僧侶之修法無之、専ラ戸田大和守事ニ従フ。

次、御素屋ヲ立、豫造立有之三間四方、南ニ扉アリ、幌ヲ懸四方白平絹。次御鳥居ヲ建、幌ヲ掛け、白ノ平絹。次御供物ヲ居鳥居前ニ仮屋設、東西一間南北一間半、八脚案ヲ立、御陪膳廣橋大納言、御手長諸陵頭藤島助胤、役送平種索中臣勝藝二人諸陵官人。供物大膳職之調進。

先、打敷ヲ八脚臺ニ敷、白平絹。次餅菓子蜜柑已上三臺酒二瓶、供進役送持諸陵頭ニ傳御陪膳受取供進ス。供物明日ヨリ日々餅菓子二種ヲ供。寮官人奉仕、素服之公卿殿上人參進、公卿御陪膳、殿上人御手長ヲ勤ム。

供進物相済、柳原大納言已下、戸田大和守、所司代、桑名中将、町奉行遠山隱岐守、大目附川勝美作守、両附武家等奉拝。

次、泉山長老中老以下衆僧御素屋前ニテ香華水、燈ヲ供シ、読経畢、香華以下撤僧侶退散。

次、供進物撤ス、藤島諸陵頭奉仕寮官人相從。

次、柳原大納言廣橋大納言飛鳥井中納言野宮中納言等、御焼香奉拝畢、退去于時廿八日、申刻過。

次、女房參拝有、凶事傳奏奉行万事奉仕畢帰路帰。參無異相済旨、言上摶政家参り此段相届」

七 山陵築造の過程

慶応三年一月の孝明天皇の御葬送に伴う山陵、すなわち泉涌寺の

後月輪東山陵の造営祭祀に關わる記事を抜粋してきたが、ここで簡単に整理してみよう。

二月十八日　　泉涌寺で御法會。「孝明天皇御尊牌」を泉涌寺へ納める。

慶応二年十二月二十九日

御槽の搬入。同夜、近習一統にて尊骸を御槽に納める。

慶応三年一月二日

山陵奉行を戸田大和守とする。戸田大和守より山陵に關して建言あり。

一月四日

泉涌寺の山陵地所を点検する。

一月七日

夜、御内棺。御槽を御棺に納める。

一月十七日

泉涌寺山陵予定地で地鎮祭を行なう。

一月二十五日

山陵御寶穴を検分する。

一月二十七日～二十八日

御葬送当日。山陵御寶穴の石櫛に御棺を納める。蓋石を並べ置く。

盛土を高五尺。白砂敷。盛土上に三間四方の御素屋を建てる。陵前面に供物台を設置する。

二月四日

初七日、泉涌寺御法會。將軍の山陵参拝。

二月十六日

御謚号を定める会議を開催。「孝明天皇」と決定。山陵に奉幣使を派遣し幣物を供えるなどの儀式あり。

慶応二年末の孝明天皇の崩御は幕末の政治史において大きな転換点であったのだが、山陵造営についても大きな変化があった。御陵造営の直接責任者である戸田大和守忠至は文久の修陵などの経験を経て任命された。彼の提出した「建言」には大和の古代諸陵墓のよ

り、ほぼ一年にわたる山陵造営関係記事であるが、その記述には粗密があり、必ずしも全貌が明らかではない。しかしその流れはある程度想像できる内容であろう。また挿図からもイメージできる部分が多い。特に一月二十七日～二十八日の御葬送当日には墳丘造営前の状態で御素屋を石櫛上に建てているが、その後、どの日時にこの御素屋が撤去され、正式な墳丘が造営されたのかは記録全体からは分からぬ。また造営土木工事そのものの記録は乏しいのも現実である。

八 おわりに

うな復古式の山陵のイメージがあつたのである。また儀式の仏教的な部分の排除も行なわれた。この『孝明天皇御凶事式』では葬送の儀礼における神式的要素と仏事との区別がかなり厳密に行なわれていたことが読み取れる。

この慶応三年は大政奉還の行なわれた政治上の激動期なのであるが、この記録にはそのような気配を読み取ることはできない。わずかに十二月九日の記述のなかに、徳川将軍家に降嫁した皇女和宮の京都帰還問題に関する記載がある程度である。

慶応三年の朝廷の関心事はこの記録を読む限り、先帝の御葬送と新帝の践祚にあつたようである。特に慶応三年の前半は朝廷を巡る情勢はそちらに集中している。大政奉還から王政復古の流れが慶応三年十月以降に加速する要因のひとつが、この先帝の御葬送諸行事の一端落にあつたのではと考えられるのである。

考古学的には山陵奉行戸田大和守の主導により復古調の陵墓の形式が採用されたことが特筆される。また記載からは、御棺の正確な寸法や使用石材の寸法などが分かる。また棺内納入品の具体的な内容も分かる。山陵造営の経緯がある程度分かるのだ。それらこそ本稿で「孝明天皇御凶事式」の内容の一部を紹介した意義である。